*2021年度新スーパーバイザー養成研修*

**１．研修の目的・趣旨**

厚生労働省の社会保障審議会（福祉部会福祉人材確保専門委員会）の報告書『ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について』（平成30年3月27日）では、地域共生社会の実現にむけて、社会福祉士には、包括的な相談体制及び住民主体の課題解決体制を構築するための実践力が求められています。

この報告書を踏まえて、社会福祉士養成カリキュラムが改正され、令和3年度から導入されていますが、新カリキュラムを履修した学生が国家資格を取得し、実践現場においてソーシャルワーク専門職としての役割を果たせるようになるためには、今後、数年程度かかることになります。そのため、「地域共生社会の実現に資する人材」として社会福祉士が期待に応えるためには、現任の社会福祉士の実践力向上が急務となっています。

そこで、本研修では、スーパービジョンを担う者（認定社会福祉士認証・認定機構登録スーパーバイザー第4号(1)）を確保することを目的に実施します。

なお、認定社会福祉士認証・認定機構にスーパーバイザーとして登録申請をするには、スーパーバイザー経験等の登録要件を満たすこと及び本研修終了後に実施するスーパーバイザー登録説明会（スーパービジョン説明会）の受講修了が必須となります。

【認定社会福祉士の取得／更新について】

認定社会福祉士認証・認定機構にスーパーバイザーとして登録している方を対象とした『スーパーバイザー登録者向け』ルートが設定されており、スーパービジョンを受けた実績だけでなく、スーパービジョンをする（スーパーバイザー）実績も単位とすることができます。

すでに認定社会福祉士を取得している方は、認定社会福祉士認証・認定機構にスーパーバイザーとして登録した上で、認定社会福祉士制度に基づき実施したスーパービジョン（する）の実績を、更新のための単位とすることができます。

詳細は、認定社会福祉士認証・認定機構のホームページや本会ホームページをご参照ください。

**２．日程・実施方法**

|  |  |
| --- | --- |
| **日　程** | **実施方法** |
| **２０２１年１０月３０日（土）～３１日（日）** | **Zoomミーティング** |

**３．プログラム（予定）**

|  |  |
| --- | --- |
| **日　程** | **内　容** |
| １日目 | 10:00～10:20（20分） | 開会挨拶・オリエンテーション |
| 10:20～12:35（135分） | 講義・演習：地域共生社会の実現に貢献する社会福祉士への支援を行うスーパーバイザーの役割講師：社会福祉法人　南魚沼福祉会　高野　八千代 |
| 12:35～13:25（10分） | 休憩 |
| 13:25～14:10（45分） | 講義：スーパービジョンとは～社会福祉士会で行うスーパービジョン～講師：中田社会福祉士事務所　中田　雅章 |
| 14:10～14:20（10分） | 休憩 |
| 14:20～16:10（110分） | 講義：スーパービジョンの実際（解説付きモデルセッション）講師：中田社会福祉士事務所　中田　雅章 |
| 16:10～16:20（10分） | 翌日のSV体験の説明とグループ打ち合わせ講師：中田社会福祉士事務所　中田　雅章 |
| ２日目 | 9:00～ 9:10（10分） | オリエンテーション　昨日の振り返りと本日の流れ |
| 9:10～11:00（110分） | 演習：スーパービジョン体験１講師：中田社会福祉士事務所　中田　雅章 |
| 11:00～11:10（10分） | 休憩 |
| 11:10～13:00（110分） | 演習：スーパービジョン体験２講師：中田社会福祉士事務所　中田　雅章 |
| 13:00～13:20（20分） | 講義：スーパービジョン体験・まとめ講師：中田社会福祉士事務所　中田　雅章 |
| 13:20～14:00（40分） | 昼食休憩 |
| 14:00～16:00（120分） | スーパーバイザー登録説明会（「スーパービジョン説明会」として認定社会福祉士認証・認定機構より受託） |

**４．受講条件**

受講申し込みには、以下の①～⑦のすべての要件を満たしていることが必要です。

なお、過去に「スーパーバイザー養成研修」を受講した方も受講可能です。

1. 研修修了後、都道府県社会福祉士会におけるスーパーバイザーの役割を担えること
2. 下記に定める範囲で、社会福祉士取得後７年以上の相談援助実務経験があること

ⅰ「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付社庶第29号）」厚生労働省社会局長、厚生労働省児童家庭局長通知の別添１に定める範囲。

ⅱその他、機構が認める指定施設機関及び職種

　・矯正施設における相談援助を行っている職員、社会復帰促進センターにおける相談員、家庭裁判所における調査官

　・独立型社会福祉士（社会福祉士会の独立型社会福祉士名簿登録者となります。名簿登録期間が実務経験期間となります。スーパーバイザー登録の申請時に日本社会福祉士会の証明が必要になります。研修申込時は不要です）

※スーパーバイザー登録時には10年以上の相談援助実務経験が必要になります。

③　自身が実践している相談援助のケース事例が出せること

　※組織や地域の事例でも差し支えありません。

　※学生に対する相談援助は事例の対象にはなりません。

　※現在直接相談援助に関わっていない方は以前のケース事例でも差し支えありません。

④　提出していただいた事例が所定の水準を満たしていること（事前課題にて、受講にかかる審査を行います）。

⑤　社会福祉士取得後、スーパービジョンを受けた経験があること。

※認定社会福祉士制度以外のスーパービジョン可、養成課程における実習を除く

⑥　前年度の会費（日本社会福祉士会への納付分）の滞納がないこと

⑦　所属の都道府県社会福祉士会から推薦を得られること

５．受 講 費　２０，０００円

６．申込方法 (1) ５～６ページの受講申込書に必要事項を記入してください。

(2) 日本社会福祉士会ホームページから事前課題をダウンロードしてください。

(3) 期日までに、受講申込書を所属の都道府県社会福祉士会に提出してください。

(4) 期日までに、事前課題（事例）を日本社会福祉士会へ提出してください。

７．申 込 先 　下記をご参照ください。

８．定　　員　　５０名　　（※先着順ではありません）

９．申込期間　　下記をご参照ください。

1. お申し込みにあたってのご注意

①本研修は、提出された事前課題等に基づいて受講審査を行います。

※審査基準については、下記をご覧ください。

②本研修は、受講決定後、研修日までの間に課題があります。

③本研修は、全ての課程に出席しても修了基準を満たしていない場合は修了となりません。

④本研修を修了しただけでは、スーパーバイザーの登録はされません。本研修修了後、認定社会福祉士認証・認定機構のスーパーバイザーの登録要件を満たした上で、認定社会福祉士認証・認定機構にスーパーバイザーの登録申請をしていただき、都道府県社会福祉士会でのスーパーバイザーの役割を担っていただきます。

11.主　　催　　公益社団法人日本社会福祉士会

12.**本研修のプログラム・課題設定、進め方に関しては、すべて日本社会福祉士会の責任において実施しております。**

13．本研修は、生涯研修制度独自の研修・実績（①社会福祉士会が行う研修で認定社会福祉士制度の認

証を受けていない研修）の9.5時間となります。

**【申込方法】**

①５ページの申込書の太線枠内に必要事項をご記入の上、所属の都道府県社会福祉士会に郵便または宅配便にてお申し込みください。（コピーしたものを送付し、原本は控えとして保管してください。）

②事前課題（事例）を日本社会福祉士会に郵便または宅配便にてお送りください。（コピーしたものを送付し、原本は控えとして保管してください。）

※事前課題の様式は日本社会福祉士会ホームページの「日本社会福祉士会主催研修」に本研修情報と共に掲載をいたします。

**【お問い合わせ･事前課題（事例）送付先】**

（公社）日本社会福祉士会 事務局　担当／中野

　　〒160-0004　東京都新宿区四谷１丁目13番地　カタオカビル２階

 TEL：０３－３３５５－６５４１　FAX：０３－３３５５－６５４３

　　（営業時間：月～金曜日　10:15～16:15）

**【申込締切】**

本研修のお申し込みには、申込書と事前課題をご提出いただきます。提出物とその送付先は以下のとおりです。

**◆受講申込書：6月17日(木)必着**

**⇒**ご所属の都道府県社会福祉士会に提出してください

**◆事前課題（事例）：7月15日(木)必着**

**⇒**日本社会福祉士会に提出してください。

**【受講可否の連絡】**

受講決定（不可）通知は、８月下旬にお送りする予定です。課題等については、受講決定通知とともにご案内します。９月になっても通知が届かない場合は、日本社会福祉士会事務局（担当：中野）宛てにお問い合わせください。

事前課題審査基準

事前課題は、下記について審査します。

①受講動機、②事例（審査のポイントは以下のとおり）

・支援の手順と方法は適切か・アセスメント力・実践力

【**自然災害の発生・通信状況等により中止する場合について】**

自然災害の発生、本会の通信状況の不具合等により、やむを得ず本研修の開催を中止する場合があります。中止の判断基準は、本会・生涯研修センターホームページに掲載している「自然災害等発生時の研修会運営の判断について」をご確認ください。また、開催中止を決定した場合には、本会ホームページ「生涯研修センター最新情報」にてお知らせします。自然災害の発生、本会の通信状況の不具合により、主催者側が開催の中止を決定した場合、ご入金いただいた受講費は返金いたします。

　　なお、受講者の通信環境、通信機器の原因により、当日受講できない場合についての返金は行いませんので、あらかじめご了承ください。

（参考）スーパーバイザー登録要件を満たしている場合の流れ

認定社会福祉士認証・認定機構によるスーパーバイザー登録審査

2022年1月～3月

合格者宛てにスーパーバイザー登録証の交付

＆　スーパーバイザー登録

2021年11月～12月

受講決定

※受講決定後にも、研修当日までに

 お取り組みいただく課題が設定されています。

スーパーバイザー養成研修および

スーパーバイザー登録説明会への参加・修了

【認定社会福祉士認証・認定機構宛て】

申請費用（審査料）の支払い

【日本社会福祉士会宛て】

スーパーバイザー登録

申請書等一式の送付

（推薦団体による受付）

2021年8月下旬

時期の目安

本研修の申し込みからスーパーバイザー登録までの流れ

202１年5月

2021年10月末

2021年11月

【日本社会福祉士会宛て】

事前課題（事例）送付

【所属の都道府県社会福祉士会宛て】

申込書送付

日本社会福祉士会のホームページから申込書・事前課題のデータをダウンロード

申込書および事前課題による、受講決定にかかる審査の実施

　　　　　　　※審査の結果によっては、再提出をお願いする場合や

 研修を受講いただけない場合があります。

2021年6月17日〆

2021年7月15日〆

2021年7月～8月